

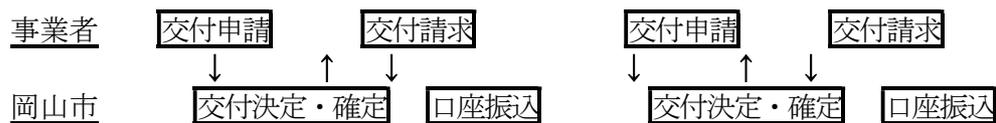
離島における介護サービス提供事業者への渡航費等補助金について

離島に居住する介護保険の被保険者に訪問介護サービス等を提供する事業者に対して、負担した渡航費等を補助します。（制度開始は平成26年4月から）

1 制度の概要について

- (1) 対象地域 犬島
- (2) 対象者 次の介護サービスを提供するサービス事業者等
 - ・訪問介護、介護予防訪問介護
 - ・訪問看護、介護予防訪問看護
 - ・居宅介護支援、介護予防支援
- (3) 補助対象額 事業者が現に負担した次の料金
 - ・宝伝港から犬島港までの定期船を利用した往復料金
 - ・岡山市営宝伝駐車場及びその他の駐車場を利用した料金
- (4) 開始時期 平成26年4月利用分から
- (5) その他 サービス利用者が渡航費等料金を負担している場合は補助の対象となりません。

2 交付申請から支払までの流れ



上半期（4月～9月利用分）

下半期（10月～3月利用分）

※1年間を半年ごとに分けて、それぞれ申請手続きが必要です。

(1) 交付申請について

4月～9月利用分について、9月末日までに申請してください。

10月～3月利用分について、3月末日までに申請してください。

※交付決定および確定後の追加申請はできません。

提出書類 ①補助金交付申請書（様式第1号）

②実績報告書（様式第1号-2）

③渡航費および駐車場料金の領収証書

④サービス利用票及びサービス利用票別表又はサービス提供票及びサービス提供別表（実績報告書に記載した被保険者のもの）

⑤債権者登録申請書（岡山市に債権者登録をされていない事業者の方または登録内容に変更のある事業者の方）

※領収証書を添付する必要があります。領収証書を大切に保管しておいてください。

※月極駐車場を利用する場合は、駐車場使用契約書も提出してください。

○市から交付決定および確定通知書を送付します。

(2) 補助金の交付について

交付決定および確定通知後、10日以内に交付請求書を提出してください。

提出書類 ①補助金交付請求書（様式第3号）

②交付決定および確定通知書の写し

○請求後、4月～9月利用分、10月～3月利用分について、それぞれ一括して、登録の金融機関口座へ振り込みます。

問い合わせ先

岡山市介護保険課 管理係

電話086-803-1240